

平成23年10月27日

部局等の長 様

財 務 部 長

### 平成24年度京丹後市予算編成方針について

市長より、下記のとおり平成24年度予算の編成方針が示されたので、別添の留意事項も遵守し、予算編成に臨まれない。

#### 記

国においては、「財政運営戦略」（H22.6.22閣議決定）に基づき、平成24年度から平成26年度までの中期財政フレーム（H23.8.12閣議決定）を策定し、東日本大震災からの復旧・復興を最優先の課題と位置付け、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注することとされている。また、同時に「財源確保ルール」などにより、新たな施策を行う際は、原則、恒久的な歳出削減や歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するなど、財政運営の基本ルールを定め、財政健全化へ向けて具体的な取組を行っていくこととされている。

京都府の平成24年度予算編成方針は、現時点では示されていないが、9月定例会での補正予算では、記録的な円高による厳しい経済情勢への対応、災害から「いのち」を守る対策、東日本大震災への災害支援などが編成されていることもあり、これらの項目が予算編成の中心となるものと推察している。

こうした中、本市の平成24年度予算においては、平成24年春に市長・市議会議員選挙が実施される予定のため、『骨格型』の予算を編成することとしている。しかしながら、厳しい経済・雇用情勢が続く中、引き続き、『市民生活を守る』施策、保育所・学校施設等の再配置・耐震化などの『安心・安全を確保する』施策などを優先的に取り組むほか、『まちを活性化する』施策などにも力を入れる必要がある。

また、平成24年度は、普通交付税などの合併特例措置の縮減等がはじまる平成27年度まで3か年しかないため、第2次行財政改革推進計画に基づき、経常的経費を中心とした“歳出規模抑制”を着実に実施し、将来の財政構造を見据えた持続可能な財政構造とまちづくりへ向けた取組を同時並行的に進めていかなければならない。

## 平成24年度予算編成上の留意事項

### (1) 骨格型予算の編成

ア 平成24年度当初予算は、平成24年春に市長・市議会議員選挙が予定されているため、政策的な新規事業を除いた経常的な経費や、継続的な事業等を中心とした「骨格型」の予算を編成するものとする。

イ 「骨格型」の予算編成をすることとしているが、年間の予算規模を事前に把握し、財源調整する必要があるため、例年どおりの年間予算（想定予算）を事務的に積み上げ「骨格型」予算へ調整するものとする。

ウ 通常、補正予算は、国府制度改正等の予算編成後の特別の事由に基づくもののみとしているが、平成24年度は6月定例会での補正予算で、政策的施策及び新規事業を加味した補正予算を編成することとしている。

エ 予算の積算に当たっては、可能な限り詳細な情報により見込むとともに、厳格に精査を加え、適切で誤りのない積算により編成するものとする。なお、国府制度による新規事業については、事業効果が高く、かつ、将来の経費負担等が増大しないものとする。

オ 年間予算においては、今後の普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の合併特例措置の逡減及び合併特例事業債の廃止など、平成27年度以降の財源状況等を勘案し、歳出規模（一般財源ベース）の抑制を図ることに留意すること。

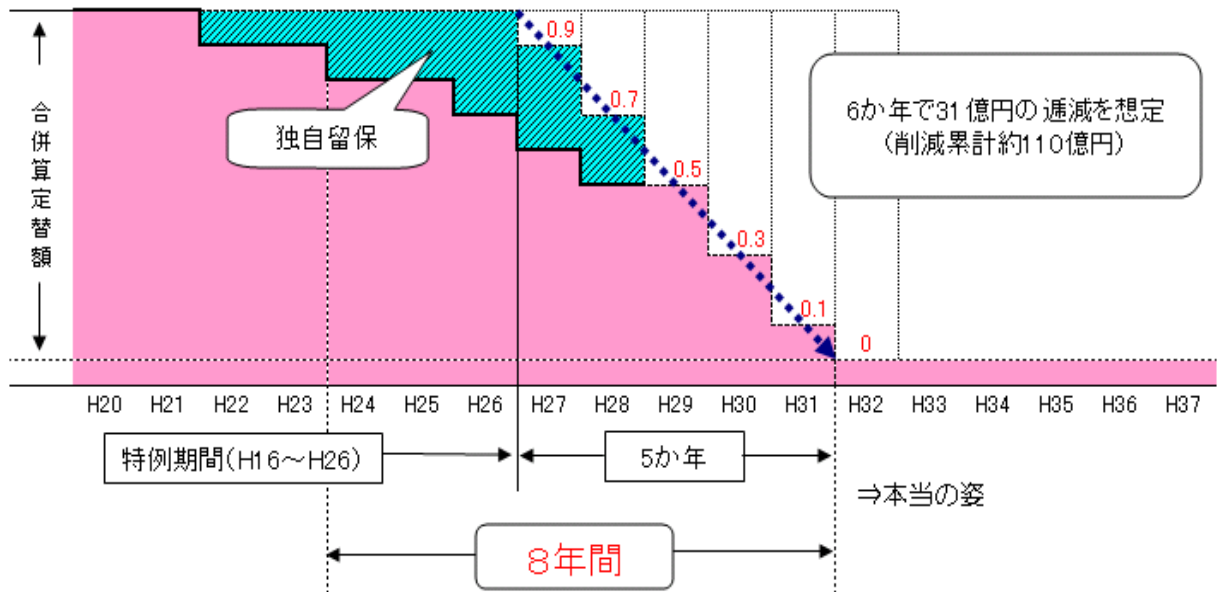
カ 総職員数については、定員適正化計画に基づき減少となる一方で、地方分権一括法による京都府からの権限移譲も予定されているため、現体制で年度内の執行が確実な事務・事業量で予算を見積ること。

### (2) 持続可能な財政構造構築への取り組み

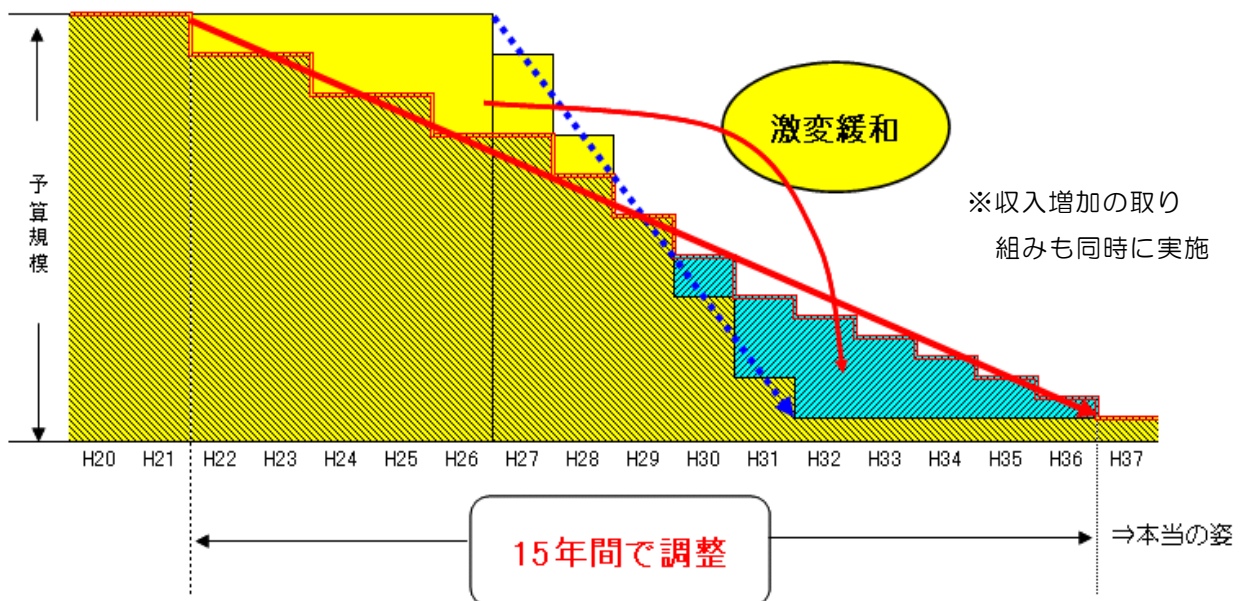
ア 合併による財政の特例措置（イメージ図参照）が、平成27年度以降は逡減・廃止となるため、将来的な財政状況等を勘案し、第2次行財政改革大綱で定めた歳出抑制の『道標』の取り組み項目については、原則、予算反映することとしている。その際、各種団体等へ影響がある場合については、丁寧かつ十分な説明を行った上で、予算を見積ることに留意すること。

また、平成24年度予算編成では、試行的ではあるが、一部の経費について、「枠配分」方式により年間予算を編成し、歳出抑制の『道標』の取り組みと合わせ、歳出規模抑制を積極的に推進することとしている。

《 1 》 普通交付税の合併算定替の逡減と独自の財源留保（イメージ）



《 2 》 早期歳出抑制による総予算規模削減の激変緩和（イメージ）



《参考》 合併特例措置の内訳等

① 合併特例事業債

平成26年度まで発行可能

(充当率：95%、普通交付税算入率：元利償還金の70%)

※平成27年度以降、有利な市債が発行できない。

② 普通交付税の合併算定替え

平成27年度から平成31年度までの5年間で順次逡減し、平成32年度で特例分はゼロとなる。

※約31億円の一般財源が逡減(平成23年度 普通交付税ベース)

※【試算】H23年度普通交付税額をH26年度とした場合

(単位：千円)

| 年度  | 合併算定替額     | 一本算定額     | 算定替特例分    | 削減率 | 対前年度増減額  | 対H26年削減額   |
|-----|------------|-----------|-----------|-----|----------|------------|
| H26 | 13,086,005 | 9,944,811 | 3,141,194 | 0.0 |          |            |
| H27 | 12,771,886 | 9,944,811 | 2,827,075 | 0.1 | △314,119 | △314,119   |
| H28 | 12,143,647 | 9,944,811 | 2,198,836 | 0.3 | △628,239 | △942,358   |
| H29 | 11,515,408 | 9,944,811 | 1,570,597 | 0.5 | △628,239 | △1,570,597 |
| H30 | 10,887,169 | 9,944,811 | 942,358   | 0.7 | △628,239 | △2,198,836 |
| H31 | 10,258,930 | 9,944,811 | 314,119   | 0.9 | △628,239 | △2,827,075 |
| H32 | 9,944,811  | 9,944,811 | 0         | 1.0 | △314,119 | △3,141,194 |

◆各年度の合併算定替額と一本算定額の差額に削減率を乗じた額が減額となる。

◆平成27年度から平成32年度までの削減累計（純減）額：約110億円

③臨時財政対策債発行可能額の合併算定替え

普通交付税と同様に平成27年度から平成31年度までの5年間で順次逡減し、平成32年度で特例分はゼロとなる。

※【試算】H23年度臨時財政対策債発行可能額をH26年度とした場合

(単位：千円)

| 年度  | 合併算定替額    | 一本算定額     | 算定替特例分  | 削減率 | 対前年度増減額 | 対H26年削減額 |
|-----|-----------|-----------|---------|-----|---------|----------|
| H26 | 1,332,310 | 1,030,091 | 302,219 | 0.0 |         |          |
| H27 | 1,302,088 | 1,030,091 | 271,997 | 0.1 | △30,222 | △30,222  |
| H28 | 1,241,644 | 1,030,091 | 211,553 | 0.3 | △60,444 | △90,666  |
| H29 | 1,181,201 | 1,030,091 | 151,110 | 0.5 | △60,443 | △151,110 |
| H30 | 1,120,757 | 1,030,091 | 90,666  | 0.7 | △60,444 | △211,553 |
| H31 | 1,060,313 | 1,030,091 | 30,222  | 0.9 | △60,444 | △271,997 |
| H32 | 1,030,091 | 1,030,091 | 0       | 1.0 | △30,222 | △302,219 |

イ 厳しい財政状況の中、市民への行政サービスを維持しつつ、歳出規模抑制を図る必要があるため、職員等の『知恵』を活かして事務事業の『ゼロ予算』化を積極的に推進するとともに、新たな『ゼロ予算事業』も積極的に創設実施し、持続可能なまちづくりを推進することとしている。

ウ 平成27年度以降の財源の減少に備え、平成24年度予算においても『合併特例措置逡減対策準備基金』へ5億円積み立てることとしている。

エ 景気低迷に伴う市税収入の減少傾向の中、財政調整基金等の繰入金での財源確保にも限界があるため、全ての事務事業（人件費及び公債費を除く。）に部局ごとの優先順位を明確に付し、『事務事業スクラップ』を実施すること。

(3) 総合計画（実施計画）を基本とした「選択と集中」による事業実施

予算は、総合計画（実施計画）の目標を達成するための一つの手段であるが、限られた財源を効果的に配分する必要があるため、優先順位に基づいた「選択と集中」による事業実施とすること。

(4) 行財政改革大綱の確実な実施

第2次行財政改革大綱に掲げた目標を確実に達成するため、行財政改革推進計画に掲げた各施策を着実に推進し、可能な限り予算反映すること。

(5) 「市民生活」、「安心・安全」及び「まちの活性化」施策への取り組み

ア 本市の地域経済及び雇用情勢は依然として厳しい状態にあるため、平成24年度も引き続き、地域経済の再生支援及び雇用維持・拡大に向けた施策を進めることとしていること。

イ 平成24年度は、学校施設、保育所の再配置・耐震化事業の実施をはじめ、新火葬場整備など市民の「安全・安心」に関わる施策を優先的に取り組むこととしていること。

ウ 北近畿タンゴ鉄道の利用促進策をより一層充実させるとともに、あらゆる事務・事業との連携を図りながら、市民等の力を結集した継続的な施策を積極的に進めることとしていること。

エ 世界ジオパークネットワークの認定を受けた“山陰海岸ジオパーク”を観光の核とし、インバウンド、教育旅行誘致等を積極的に推進することで、観光交流人口の拡大を図る「観光立市のまちづくり」分野にも予算を重点配分することとしていること。

オ 上記施策については、限りある財源の中で各部署の優先順位を高め、実施する必要があることに留意すること。

(6) 辺地計画、過疎計画に基づく事業実施

辺地地域、過疎地域（丹後町及び久美浜町域）の振興と本市全域の発展のため、辺地対策事業債、過疎対策事業債を活用した事業を実施すること。なお、予算見積りに際しては、各計画との整合性に留意するとともに、企画政策課等関係課と十分に調整すること。

(7) 議会答弁等に係る課題への取り組み

議会答弁等で「検討する」、「見直す」等とした項目について、その実現に向け精査・検討し、実現可能で、かつ、予算化が必要なものについては、可能な限り予算計上すること。

(8) 指定管理者との協議・調整

指定管理施設については、指定管理者から提出された次年度の事業計画書を精査するとともに、指定管理者と十分に調整した上で、予算を見積ること。

(9) 京都府からの権限移譲

ア 地方分権一括法に基づき、平成24年度から一部権限移譲がされることが決定しており、「第2次一括法に関する京都府・市町村権限移譲推進会議・調整会議」での協議をはじめ、担当部局毎に詳細な情報提供がされることとなっているが、その内容や事務量を的確に把握した上で、予算措置が必要となるものは、他市町村と情報交換等を行い過大見積りとならないように留意すること。

イ 権限移譲に伴う事務分掌及び組織体制については、現時点では不透明なため、現組織体制で権限移譲されるものとして、予算を見積ること。

ウ 権限移譲による事務は恒久的な事務となるため、総職員数が定員適正化計画により減少となるが、安易にアウトソーシングで対応するのではなく、職員による事務処理を基本とすること。

(10) 財源の確保

ア 景気低迷により市税収入の増収は見込めないものの、税負担の公正性を確保する観点からも、より精査し、かつ、確実な数値で予算を見積ること。

イ 分担金及び負担金、使用料及び手数料等については、受益者負担の公平性を最大限に確保するとともに、費用対効果を勘案し、適正な額となるよう柔軟に見直しを行うこと。また、減免措置を講じる場合は、明確な基準により実施すること。なお、条例改正等が必要なものは、例規改正手続きも併せて行うこと。

ウ 税料の未収金対策については、京都地方税機構や管財・収納課との連携・調整等を積極的に行うなど、その解消に向け最大限の努力をすること。

エ 国庫支出金については、一括交付金化などの制度変更も多いと想定しているが、国の予算編成や制度変更の情報を的確に捉え、本市に有利となるものは積極的に活用するなど遺漏のないようにすること。

オ 府支出金については、府の予算編成等の情報の早期入手に努め、府制度の有効活用を図るものとする。また、府が制度廃止・削減したものを安易に市費で補うことのないようにすること。

カ 市有財産については積極的な利活用を図るとともに、売却可能な財産については、積極的に売却し、財源確保に努めること。

キ 市債については、市債残高及び公債費を抑制することを念頭に置きつつ、市債を財源として事業実施する必要がある場合は、事業担当課で国府支出金と同様に市債制度を熟知した上で予算見積りを行うこと。

ク 諸収入については、過去の収入実績等を勘案し、適切な額で見積ること。

(1 1) 予算編成過程の公開

ア 市民協働のまちづくりの一環として、平成24年度予算編成についても、引き続きその編成過程を公開し、財政の透明性を確保するものとしていること。

イ 予算編成過程の透明性の拡大と担当部局の優先項目を明確にするため、昨年度に引き続き、「優先事業調書」を公開することとしているため、説明責任を果たせるようにすること。なお、公開については、年間予算（想定予算）での要求ベースのものとしていること。

(1 2) 財政健全化4指標に対する取り組み

ア 市債残高及び後年度負担を減少させることを目的に、市債発行額を可能な限り抑制すること。

イ 将来負担を伴う債務負担行為については、その事業効果等を厳格に審査した上で設定するものとする。また、出資法人等に対する損失補償は、実施しないものとしていること。

ウ 限りある財源を効果的に配分し行政サービスを維持していくため、事務事業運営の効率化を図るため、経常的な物件費の削減に努めるとともに、「事務事業スクラップ」を積極的に実施し、総経費の抑制及び財源を効果的に配分すること。

エ 特別会計等については、一定の基準により繰出金を算定することとしているが、『独立採算の原則』に鑑み、収入に応じた事務・事業を実施するとともに、会計毎の財政見通しに基づく、中・長期的な計画に基づき予算を編成すること。なお、必要に応じて利用料金の改定や事務・事業の見直しも検討し、持続可能な会計運営とすること。